神奈川県監査委員公表第 17 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会 委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成24年11月22日

神奈川県監査委員 真 島 審 一 同 髙 岡 香 同 長 峯 徳 積 同 持 田 文 男 同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名 神奈川県大磯警察署
- 2 監査実施日
- 平成24年5月25日(平成24年4月6日職員調査) 3 監査の結果に関する報告の公表
- 平成24年7月31日(神奈川県公報号外第52号)神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	指導事項については、職員の財務関係諸規程の理解不足によるものであり、職員調査終了後支出科目更訂を行った。
予算の執行において、ムカデ等防除作業業務の執行に当たり、支出科目に誤りがあった。	今後は、このようなことのないよう、財務関係諸規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。